

北海道における新型コロナウイルス感染症対策について

1 道における対応状況（主なもの）

	道の対応状況	〔参考〕国の動き
1月28日	○感染症危機管理対策本部設置（要綱設置） （以降、1月28日～3月24日までに12回の本部会議を開催）	
1月30日	○新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制を整備。その後、順次検査機関を拡大し、現在は、一部医療機関での保険適用による行政検査も開始	
2月7日	○本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置。 本庁は、3月2日より24時間相談対応を開始	
2月25日	○危機管理センターに「新型コロナウイルス感染症対策チーム」設置。同日、国立感染研の専門家チームの派遣を受ける。	
2月28日	○「新型コロナウイルス緊急事態宣言」（～3月19日）	
2月29日	○知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。	
3月14日		新型インフルエンザ等対策特別措置法改正
3月26日	○北海道新型コロナウイルス感染症対策本部設置・地方本部設置（※法設置に移行） （以降、3月27日～7月20日までに17回の本部会議を開催）	特措法第14条に基づく厚労大臣から内閣総理大臣への報告
4月8日	○「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」（～5月6日）	(4/7)緊急事態宣言
4月16日		北海道を「特別警戒都道府県」とする
4月20日	○緊急事態措置を改訂し、休業要請の措置などを追加 ○軽症者等に係る宿泊療養の受入開始（1棟目）	
4月24日	○緊急事態措置を改訂し、スーパーマーケット、公園等における感染各防止の要請	
4月29日	○軽症の陽性患者について、入院を経ずに宿泊療養を実施	
4月30日	○宿泊療養施設（2棟目）受入開始	
5月6日	○国の緊急事態宣言の延長を踏まえ、道の緊急事態措置を5月31日まで延長	(5/4)緊急事態宣言の期間を全都道府県で5/31まで延長
5月8日	○宿泊療養施設（3棟目）受入開始	
5月13日	○「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の基本的考え方」を発表	
5月22日	○宿泊療養施設（3棟目）に新型インフルエンザ等特措法に基づく「臨時の医療施設」を開設	
5月25日		緊急事態解除宣言
5月29日	○「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を策定 ○「北海道コロナ通知システム」の運用開始	
6月1日	○全ての施設の休業要請を解除、外出自粛、イベント開催制限の段階的緩和を開始（ステップ1：6/1～6/18）	
6月16日	○胆振総合振興局管内における「呼びかけ（新型コロナウイルス注意報）」の実施(6/16～7/6)	
6月19日	○ステップ2に以降 ○石狩振興局管内における「呼びかけ（新型コロナウイルス注意報の発令）」の実施(6/19～7/6)	
6月30日	○宿泊療養施設（1棟目）の閉鎖	

2 道内の発生状況等（令和2年7月20日現在）

(1) 感染者の状況について

(人)

累計検査人数	陽性累計	陽性患者数			死亡累計	陰性確認済み累計
		現在患者数	軽症・中等症	重症		
25,483	1,351	85	80	5	102	1,164

(2) 本日の検査件数（実人数）について

(人)

計	道分	札幌市分	旭川市分	小樽市分	函館市分
192	47	139	0	0	6

(3) 現時点における北海道の状況

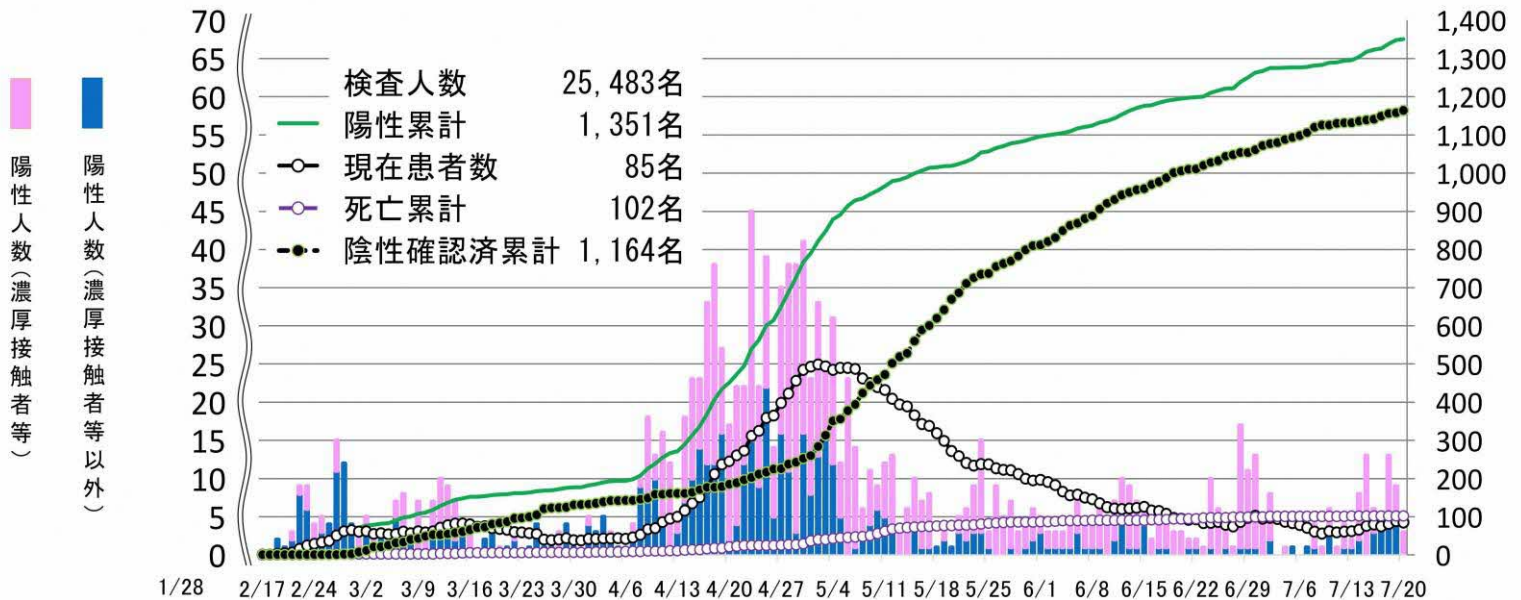
	1日の新規感染者数※2	1日の濃厚接触者等以外での新規患者数※2	入院患者数※3
7月14日～7月20日	7.9人	2.1人	64人
(参考)3つの指標※1	10人以下	3人以下	250人以下

(※1) 「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の基本的考え方」（令和2年5月13日）において、5月末までに目指す姿として道が示した指標

(※2) 直近1週間の平均値

(※3) 現在患者数から宿泊療養者数を差し引いた数（7月20日時点）

北海道における新型コロナウイルスに関連した患者等の発生状況（R2.7.20現在）



※「陰性確認済み累計」とは、陽性の患者が軽快してから24時間後の1回目のPCR検査で陰性が確認され、それから24時間後の2回目の検査でも陰性と確認され、退院された方などの累計となります。

※「陽性人数」における濃厚接触者等の有無は、報道提供日における判明数での集計となります。